

横須賀市支援教育推進プラン

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）



田村 健《我がふるさと横須賀》

横須賀市教育委員会

表紙絵《我がふるさと横須賀》
田村 健（たむら けん）2018年制作

田村 健さんのご厚意で、本プラン表紙絵として作品掲載をご了承いたきました。ご協力に心から感謝申し上げます。

田村さんは、平成8年（1996年）生まれ。神奈川で育ちました。幼い頃から絵を描くことが好きだったそうです。

小学3年生の頃、発達障害と診断されました。小学校6年生で不登校を経験し「相談教室」の利用をはじめました。中学校3年間は通常の学級と「相談教室」に通いました。

平成28年（2016年）に障害者アーティスト作品の商品化・販売を手がける団体に入会されて以後、田村氏の作品は、多くの企業等のカレンダー、ポストカード等に広く採用されています。現在、一般企業でのお仕事と制作活動を両立しながら活躍されています。

横須賀で育つ全ての子どもが、自分の力を生かし輝いていってほしい、そこにつながっていくプランにしたいという願いから、田村さんの作品を表紙絵とさせていただきました。

は　じ　め　に

横須賀市教育委員会では、横須賀市支援教育推進委員会からの答申に基づき、平成24年9月には市民に向けて「支援教育推進に向けた提言」を発表しました。そして、全ての子どもを対象にした支援教育の充実に向け「横須賀市支援教育推進プラン」を策定し、平成26年度から令和3年度まで取り組んできました。

8年間の計画期間の終了を前に、令和2年3月に横須賀市支援教育推進委員会から、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、新たな横須賀市支援教育推進プラン策定に向けた答申をいただきました。

これをもとに、誰もが生き生きと活躍できる共生社会の基礎となる支援教育の推進を図るため、令和4年度から8年間の計画を策定いたしました。

横須賀で育つ全ての子どもたちが、自らの人生の主人公として自分らしく生きていくこと、また、個々の違いや特性を生かし合いながら、より良い社会を築いていくことを願い、本プランに基づいて、支援教育の一層の充実に向け、取り組んでまいります。

最後になりますが、本プラン策定にお力添えをいただいた皆様に、心からお礼申し上げます。

令和4年（2022年）3月

横須賀市教育委員会

目 次

1 支援教育推進プランの概要	
(1) 基本的な考え方	1
(2) 国・県の動向	2
(3) 平成26年度～令和2年度 支援教育推進プラン実施の成果と課題	4
(4) 支援教育推進プランの位置付け	5
(5) 計画期間	5
(6) 対象範囲	5
2 支援教育推進プラン取り組みの指針について	
指針1 「学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、 関わり合う喜びを感じられる集団づくりを進めます」	6
指針2 「一人一人の教育的ニーズに応じた 学びのシステムを充実させます」	7
指針3 「地域全体で子どもを育てる ネットワークづくりを進めます」	8
3 支援教育推進プランの実現に向けた行動計画	9
4 教育振興基本計画事業との関連	18
資料	
・用語解説	19
・教育課題に対応するさまざまな職員	24

1 支援教育推進プランの概要

(1) 基本的な考え方

横須賀市の目指す「支援教育」は、
一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な学びを実現し、
誰もが安心して学ぶことができるようにする取り組みです。
障害の有無に関わらず、全ての子どもに目を向けて、
「共生社会」の担い手を育むことを目指します。

「共生社会」とは、誰もが、相互に尊重し支え合い、
多様な在り方を認め合う全員参加型の社会です。

その担い手を育てるために、
他者と関わり合う中で、
「あらゆる他者を価値ある存在として大切にする」
「自分のよさや可能性に気付く」
「多様な人と同じ目的をもって力を合わせて取り組む」
という経験を重ねる子どもの姿を大切にしたいと思います。

たくましく、そしてしなやかに、豊かな人生を切り開き、
持続可能な社会を創っていく人へと成長していく、
横須賀の子どもを思い浮かべながら、
「支援教育」に関わる全ての方々と
子どもの立場に立って考え、共に取り組んでいきます。

(2) 国・県の動向

- ・平成 24 年 7 月、中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
⇒「障害者の権利に関する条約（国連採択）」に基づき、同じ場で共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を用意するという方向性が示された。
- ・平成 27 年（2015 年）に国連サミット「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択。その中で掲げられた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」
⇒誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標。17 のゴールからなる。目標 4 [教育] には、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」とある。
- ・平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
⇒不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の義務が明記された。
- ・平成 29 年 3 月、文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」最終決定
⇒「けんかを除く」という表現が修正され、けんかやふざけ合いもいじめ認知の対象に。学校いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応やアンケート調査の実施、対応マニュアル策定が必須に。「神奈川県いじめ防止基本方針」も改定。
- ・平成 29 年～平成 31 年幼稚園教育要領と各学習指導要領改訂
⇒前文が初めて記載され、共生社会の実現に直結する文言が盛り込まれている。また、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫について、全ての教科等編解説に例示が入った。また、特別支援学校学習指導要領では、学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園等・小中学校・高等学校等の教育課程との連続性を重視。

- 令和元年10月、「不登校児童生徒への支援の在り方について」文部科学省通知
⇒不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があるとされている。
- 令和3年1月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」
⇒学びの場の整備・連携強化、教師の専門性向上、ICT利活用による教育の質向上、関係機関の連携強化による切れ目のない支援といった取り組みにより、特別支援教育の進展を目指す。
- 令和3年1月、中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」
⇒子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められている。
- 令和3年4月、「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」子ども・若者育成支援推進本部策定（内閣府）
⇒子ども・若者育成支援推進法（平成22年施行）に基づき、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して、社会全体で取り組むべき方針・施策が示された。基本的な施策に、相談体制の充実、不登校の子どもの支援、障害等のある子どもの支援も含まれる。
- 令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
⇒医療的ケア児への支援が、努力義務から責務となった。

(3) 平成 26 年度～令和 2 年度 支援教育推進プラン実施の成果と課題

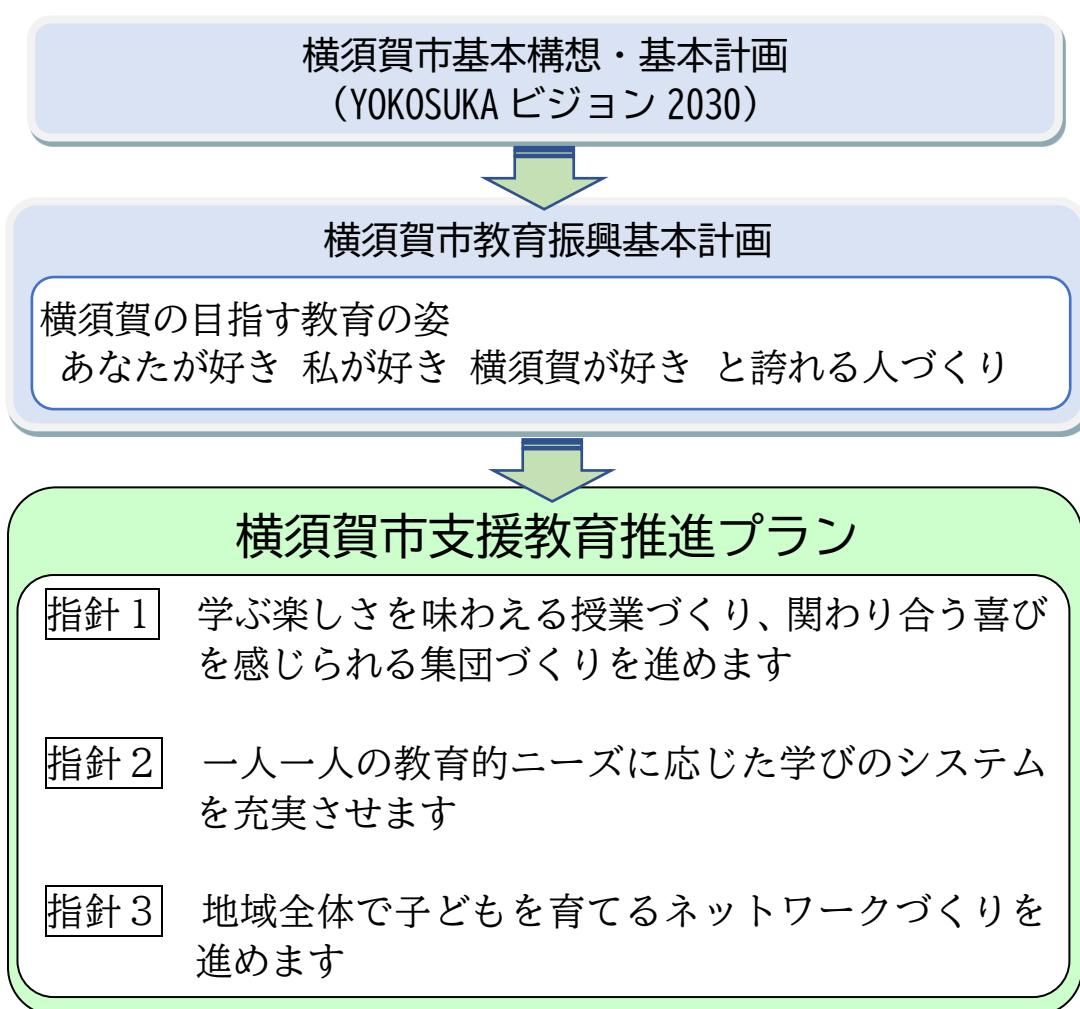
【成果】

- ・全ての子どもに目を向け、教育的ニーズを捉えて適切な支援をしていくという考え方が学校現場に定着してきた。
- ・ふれあい相談員、登校支援相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用が進み、各学校の校内支援体制が整備されてきている。
- ・切れ目のない支援体制づくりの取り組みの一つとして、「本人・保護者と共につくる支援シート」など、引き継ぎの資料の活用が進んだ。
- ・教育委員会教育相談と相談教室の連携が図られるようになった。

【課題】

- ・不登校児童生徒の増加傾向が続いている。また、不登校の出現率が全国に比べて高い。
- ・児童生徒 1,000 人当たりの暴力行為の発生件数が全国に比べて多い。
- ・多様な子どもがいることを前提とした過ごしやすい学校・学級集団の形成。
- ・スクールソーシャルワーカーによる支援の拡充。
- ・関係機関との一層の連携。
- ・日本語指導が所属校での個別指導に限られている。就学ガイドンスや学習、進路指導を含めた支援の充実。
- ・特別支援学級在籍児童生徒の増加に伴って、より円滑な就学相談の実施や柔軟な教育課程の編成が求められる。
- ・特別支援学級担当者や通級指導教室担当者の専門性の向上。
- ・交流及び共同学習の一層の充実。
- ・通級による指導の拡充。
- ・「G I G A スクール構想」、「魅力ある学校づくり調査研究事業」、「支援教育ステーション」と関連した事業の実施。

(4) 支援教育推進プランの位置付け



(5) 計画期間

「横須賀市教育振興基本計画」と合わせ、令和4年度から8年間を、前期（令和4年度～令和7年度）と後期（令和8年度～令和11年度）の2期に分けて実施します。

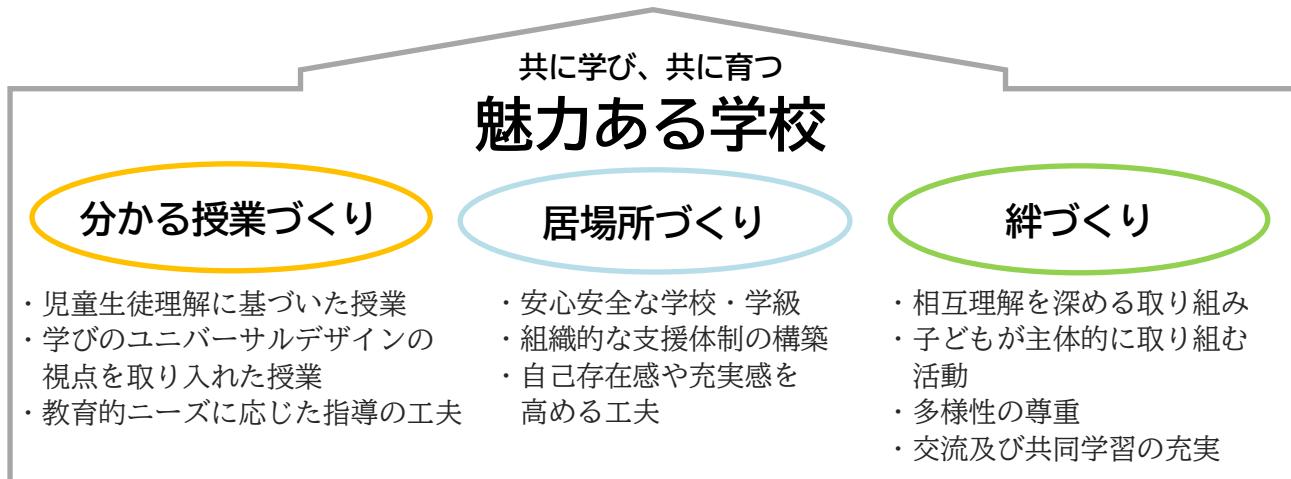
後期は、現状と課題や前期4年の取り組みを踏まえて、後期4年の実施計画期間の目標を定め、その実現に向けた施策や事業を進めます。

(6) 対象範囲

原則として教育委員会の所管する施策や事業に限定します。
「横須賀市教育振興基本計画」は教育に特化した分野別計画であり、教育委員会が執行機関として計画を決定するためです。

2 支援教育推進プラン取り組みの指針について

**指針1 学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、
関わり合う喜びを感じられる集団づくりを進めます**



児童生徒理解に基づいた分かる授業づくり、安心で過ごしやすい居場所づくり、相互理解を促す絆づくりによって魅力ある学校づくりを進めます。

一人一人の成長を支えるため、学級や学年（ときに異学年集団も含めて）の中で、多様な子どもに対しての配慮を充実させるとともに、温かい人間関係を築くことに焦点を当てます。

これは、全ての子どもを対象とした支援教育の基盤となる取り組みであり、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止にも直結します。

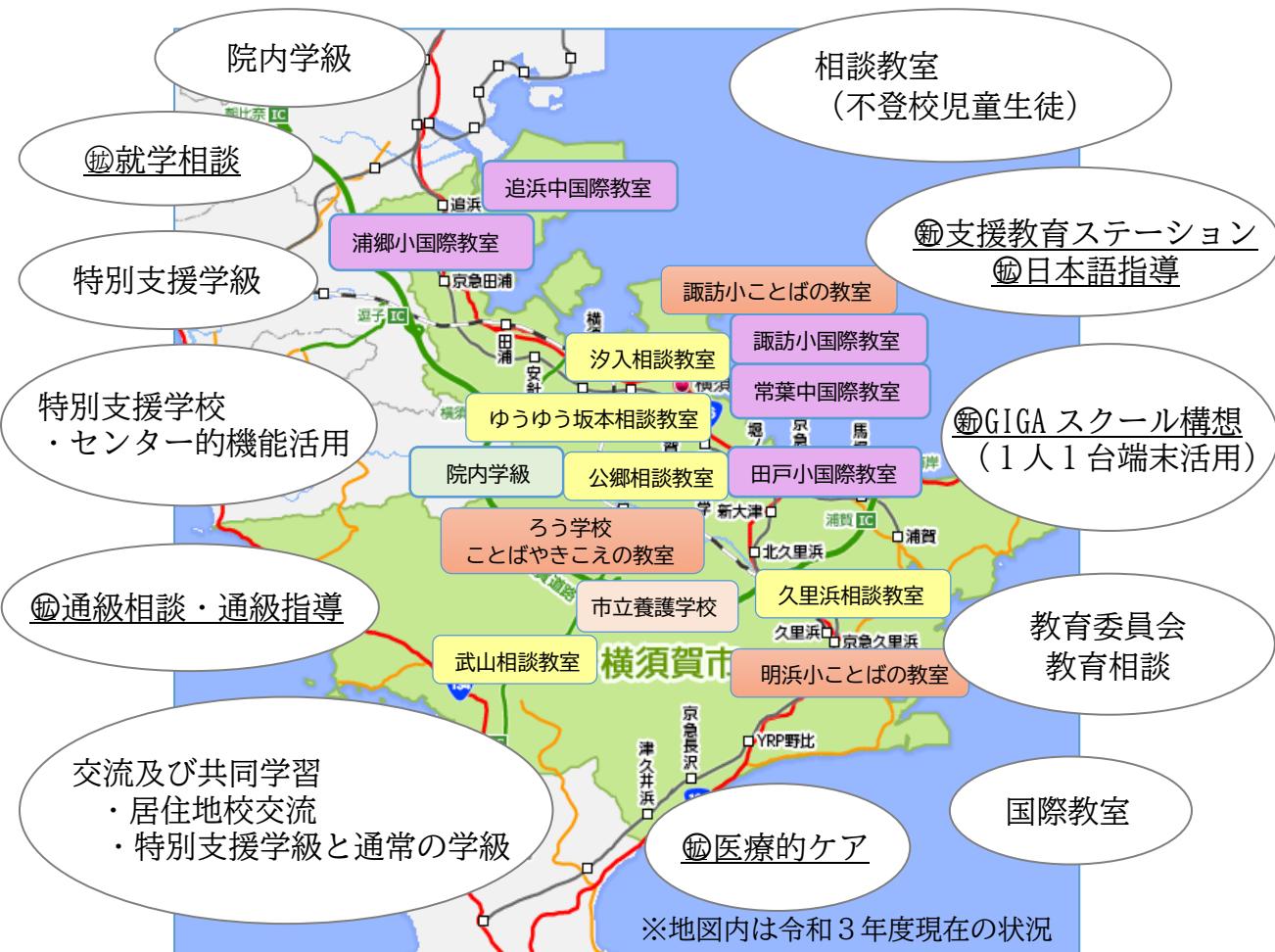
多様であることが当たり前のこととして受け入れられ、誰もが安心して過ごすことのできる集団の中で、子どもはお互いに関わり合いながら、自己有用感を高め、「自分を含めまわりの人も大切にすること」や「相手の気持ちを思い行動すること」を自然に身に付けていくと考えます。

指針2 一人一人の教育的ニーズに応じた学びのシステムを充実させます

前プランの「連続性のある学びの場を整備する」という考え方を発展させ、学校生活の中で一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援システムを充実させます。

多様な学びの形を受け止め、一人一人の可能性を最大限に引き出す学びを実現するため、特別支援学級、通級指導教室、相談教室や学校の相談室、国際教室、支援教育ステーションなどの活用が進むようにするとともに、そこに関わる人材の資質向上と、ICT活用も含めた多様な教材・教具等の整備・活用を図ります。

また、一人一人の社会の中での自立を見据えた取り組みを推進していきます。

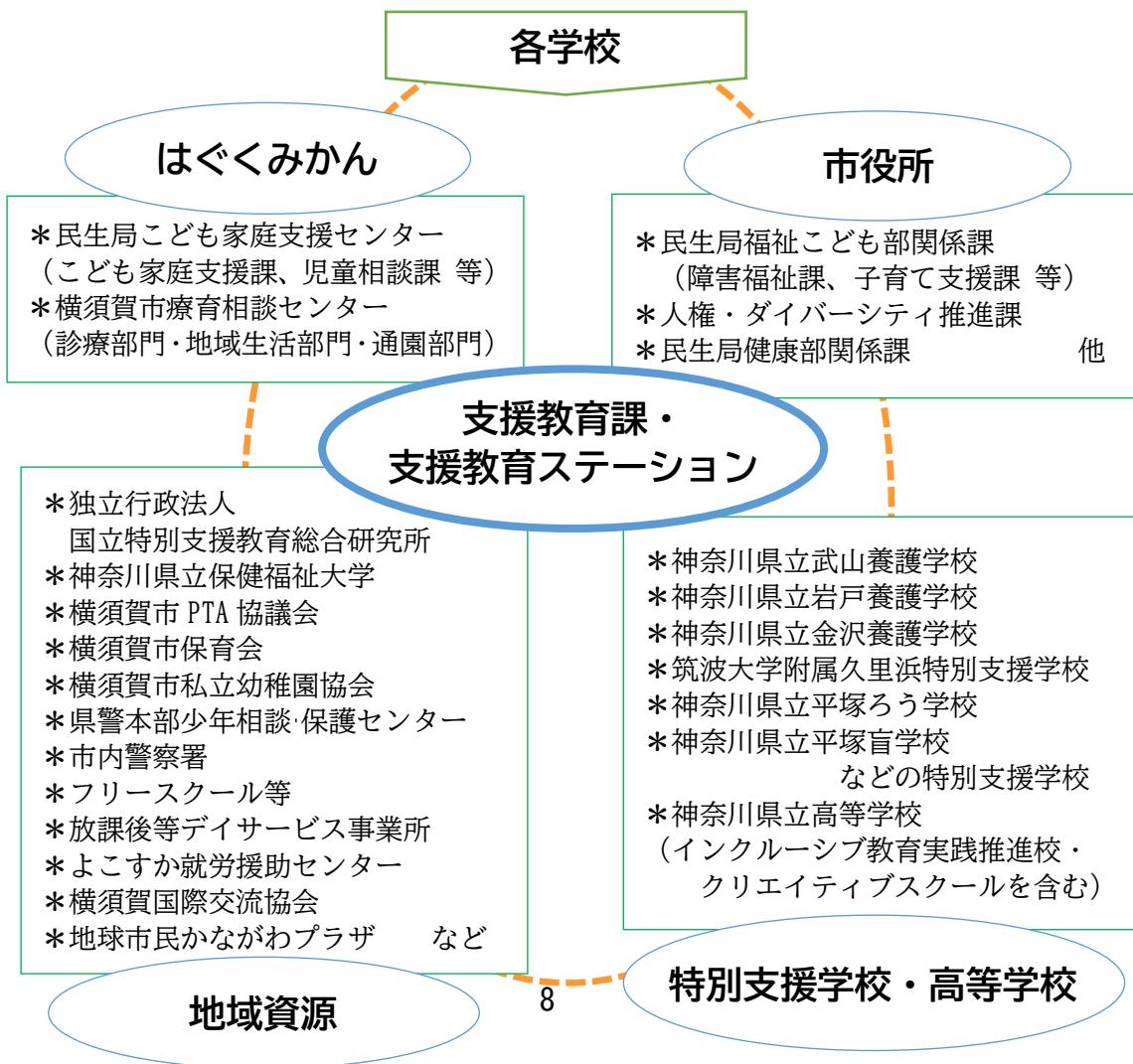


新規事業に関するもの 新：拡充に向けて見直しを図るもの 拡：拡充に向けた見直しを図るもの

指針3 地域全体で子どもを育てるネットワークづくりを進めます

家庭や関係機関等との連携および就学前から高校卒業後までの切れ目のない支援を目指します。社会の変化に対応しつつ、関係機関および地域資源との有機的なつながりを築いていく必要があります。そのために、横須賀の地理的要素や子どもと保護者のニーズについて、現状を分析し、横須賀の強みや横須賀の子どもに必要な支援を改めて捉え直します。

「支援教育ステーション」を支援教育推進の拠点として整備し、国際教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなどの配置を工夫するとともに、「横須賀市相談支援チーム連絡会議」の取り組み等を通して、学校や家庭、関係機関との連携を深めていきます。



3 支援教育推進プランの実現に向けた行動計画

指針に基づいた前期4年間の行動計画を、次に示します。

※太枠は、新規または拡充

指針1 学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、 関わり合う喜びを感じられる集団づくりを進めます

1-1	横須賀市支援教育推進プランの推進				
概要	多様化する教育的ニーズに対応するため、「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、基礎的環境整備を進めるとともに合理的配慮を提供します。 また、学習面および生活面で配慮を要する子どもへの指導や支援についての教職員対象の研修講座等を実施することにより、多様な子どもの学校教育活動への参加を促進します。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	横須賀市支援教育推進委員会	開催	⇒	⇒	⇒
	横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	開催	⇒	⇒	⇒
	「魅力ある学校づくり」に関する取り組み	研究委託	研究校の取り組み周知	市独自で取り組み実施	⇒
	学級での人間関係・集団づくりに関する研修 ※SSEの活用促進	実施	⇒	⇒	⇒
	「多層的な支援システム」に関する取り組み	先進校で取り組み実施	先進校の取り組み周知	実施校の拡充	⇒
	教員の経験年数に応じた「インクルーシブ教育の推進」「分かる授業づくり」に関する研修	実施	⇒	⇒	⇒
	支援教育研修講座	実施	⇒	⇒	⇒
	特別支援学級担任の研修 ※特総研作成の資料等を活用	実施	⇒	⇒	⇒
	児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査	実施	⇒	⇒	⇒

1-2	スクールカウンセラーの配置				
概要	いじめ・暴力行為・不登校等の課題解決を図るため、臨床心理の知識と経験を備えた「スクールカウンセラー」を配置し、児童生徒、保護者、教職員に対して心理に関する専門的見地からのカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行います。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	小学校・高等学校 スクールカウンセラー	配置	⇒	⇒	⇒
	中学校スクール カウンセラー（県費）	配置	⇒	⇒	⇒

1-3	学校スーパーバイザーの配置				
概要	児童生徒への支援体制を充実させるため、「学校スーパーバイザー」を配置します。ふれあい相談員、登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士等への助言や指導を行うとともに、学校に対して心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行います。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	学校スーパーバイザー	配置	⇒	⇒	⇒

1-4	学習面・生活面における各種介助員の配置				
概要	支援や配慮を必要とする児童生徒の介助、危険防止など教育活動上のさまざまな課題に対応するため、小中学校に各種介助員を配置します。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	特別支援学級介助員	配置	⇒	⇒	⇒
	泊を伴う 学校行事の介助員	配置	⇒	⇒	⇒
	教育支援臨時介助員	拡充	配置	⇒	⇒

1-5	校内支援体制充実のための研修の実施				
概要	支援や配慮を必要とする児童生徒への支援体制を充実させるため、学校と関係機関との連絡調整、保護者からの相談対応、担任への支援等を担う教員（支援教育コーディネーター）や、児童生徒指導を担当する教員、スクールカウンセラー、相談員等への研修を行い、資質・能力の向上を図ります。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	支援教育コーディネーター連絡会	実施	⇒	⇒	⇒
	生徒指導担当者研修講座 児童指導担当者研修講座	実施	⇒	⇒	⇒
	スクールカウンセラー・ 相談員ブロック研修会	実施	⇒	⇒	⇒

1-6	G I G Aスクール構想による1人1台端末等のICT環境の有効活用				
概要	不登校児童生徒への指導・支援のため、G I G Aスクール構想によるICT環境の有効活用を図ります。また、特別支援学校や特別支援学級のICT環境の有効活用を図ります。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	相談教室等での1人1台端末の活用	活用	⇒	⇒	⇒
	ICTを活用した不登校児童生徒への支援	実施	⇒	⇒	⇒
	特別支援学校・特別支援学級でのICTの活用	活用	⇒	⇒	⇒

1-7	学校運営の支援				
概要	学校運営に係る諸問題の解決に向けて、校長等の相談を受け、委託弁護士による学校法律相談を実施するなどして適切な支援・助言を行い、問題の早期解決を図るとともに、学校が教育活動に専念できるようにします。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	学校経営支援員の派遣	派遣	⇒	⇒	⇒
	学校法律相談	実施	⇒	⇒	⇒

指針2 一人一人の教育的ニーズに応じた学びのシステムを充実させます

2-1	ふれあい相談員・登校支援相談員の配置				
概要	<p>いじめや不登校等を予防、早期解決するため、小学校に「ふれあい相談員」を配置し、児童との日常的かつ情緒的な関わりを通して、教職員と連携して個々のニーズや困難さを把握します。</p> <p>また、中学校には「登校支援相談員」を配置し、登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等で対応したり、不登校生徒宅に担任とともに家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをします。</p>				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	ふれあい相談員	配置	⇒	⇒	⇒
	登校支援相談員	配置	⇒	⇒	⇒

2-2	教育相談による支援				
概要	<p>学校生活における不安や悩みを抱える児童生徒が本来の力を発揮し、成長できるよう、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行います。教育相談では、心理学の視点に基づいて本人、家庭、学校の情報を統合した見立てを行い、保護者、学校等、協働すべき関係者と連携して、必要に応じて継続的なカウンセリングや心理教育を行うとともに、本人の支援の場として適切であると判断した場合には、相談教室につなぎます。</p>				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	教育相談心理士	配置	⇒	⇒	⇒
	教育相談と学校・関係機関との連携	実施	⇒	⇒	⇒
	医師等による教育相談心理士へのスーパービジョン	実施	⇒	⇒	⇒
	嘱託医師による保護者や本人への医療相談	実施	⇒	⇒	⇒
	こどもの悩み相談ホットライン	実施	⇒	⇒	⇒

2-3	通級による指導の充実				
概要	通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対する、障害に応じた通級による指導の充実を図ります。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	通級による指導の対象・手続き等の見直し	検討	⇒	実施	⇒
	通級指導担当者の研修 ※特総研作成の資料等を活用	検討	実施	⇒	⇒
	通級による指導プログラム案等の作成	検討	段階的見直し	⇒	⇒

2-4	医療的ケアの充実				
概要	医療的ケア児およびその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、体制を整えます。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	市立養護学校への医療的ケア指導医の派遣	派遣	⇒	⇒	⇒
	市立養護学校在籍の医療的ケア児の登下校支援	試行	段階的拡充	⇒	⇒
	市立学校への学校看護師の派遣	実施	⇒	⇒	⇒
	市立学校への看護師の訪問体制の整備	検討	⇒	実施	⇒

2-5	病虚弱教室（院内学級）の運営				
概要	病院に入院し、健康上の理由および病虚弱のため、在籍校に通えない児童生徒の学習を保障するとともに、保護者の精神的・物理的な負担を軽減するために、市立うわまち病院（および神明公園に移転建て替え後の新市立病院）において病虚弱教室（院内学級）を運営します。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	病虚弱教室の運営	実施	⇒	⇒	⇒

2-6	相談教室の運営				
概要	不登校の状況にある児童生徒が社会的自立に向けて歩みだせるように支援するため、不登校の児童生徒が通室する「相談教室」を運営します。 相談教室における小集団での活動を通じて個々の状態に応じた支援を行うことで、児童生徒が自己肯定感を高め、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めることを目指します。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	相談教室担任 相談教室支援員	配置	⇒	⇒	⇒
	相談教室カウンセラー	配置	⇒	⇒	⇒

2-7	支援教育ステーションにおける日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援				
概要	日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援を充実させ、在籍校への入学前に、就学ガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行います。令和5年度からは、支援教育ステーションにおいて実施します。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	日本語初期集中指導の実施	検討	実施	⇒	⇒
	多言語による就学ガイダンス・教育相談等	実施	拡充	実施	⇒

2-8	日本語指導員・学校生活適応支援員の派遣				
概要	日本語指導が必要な外国につながりのある児童生徒が学校生活に適応できるよう、支援の充実を図ります。 なお、日本語指導・学校生活適応支援は、現在は1週間に数回、各学校への指導員の派遣のみにより行っていますが、 <u>令和5年度からは、新たに支援教育の拠点として設置する「支援教育ステーション」に児童生徒が通い、一定期間集中的に指導を受けることで、よりスムーズに在籍学級での生活に移行できるよう支援を拡充します。</u>				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	日本語指導員	派遣	支援教育ステーションでの指導および学校への派遣	⇒	⇒
	学校生活適応支援員	派遣	⇒	⇒	⇒

2-9	国際教育コーディネーターの配置				
概要	<p>学校における支援体制を充実させるため、外国につながりのある児童生徒の編入学・転入学時に日本語に係るアセスメントを行うとともに、在籍する学校と日本語指導員を対象に、支援体制や支援プログラム作成のための指導助言を行います。</p> <p>また、保護者を対象にした就学相談・教育相談の窓口および電話での対応を行うとともに、外部関係機関へつなぐための通訳を行います。</p> <p><u>令和5年度からは、支援教育ステーションに配置します。</u></p>				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	国際教育 コーディネーター	配置	拡充	配置	⇒

2-10	就学の援助				
概要	<p>小中学生の学びの機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、給食費などの就学援助費を支給するとともに、医療費などを援助します。</p> <p>また、保護者が小中学校入学時に必要な経費の援助を受けられるよう、就学援助費の入学前支給を実施します。</p>				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	就学援助費の支給	実施	⇒	⇒	⇒

2-11	奨学支援金の支給				
概要	<p>就学機会の均等を図るため、高等学校等に進学し、または修学する意欲を有するにもかかわらず、経済的理由により進学または修学が困難な生徒に対し、修学支援金、入学支援金を支給します。</p>				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	修学支援金および入学支援金の支給	実施	⇒	⇒	⇒

指針3 地域全体で子どもを育てるネットワークづくりを進めます

3-1	スクールソーシャルワーカーの配置				
概要	児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を全学校に配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っていきます。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	スクールソーシャルワーカー	拡充	拡充	配置	⇒

3-2	地域の関係機関等との連携				
概要	相談支援チーム連絡会議の取り組みや教育委員会と関係機関との連携を推進します。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	相談支援チーム連絡会 地域連携部会	開催	⇒	⇒	⇒
	本人・保護者と共につく る支援シートの取り組み	実施	⇒	⇒	⇒
	相談支援チーム連絡会 就労相談部会	開催	⇒	⇒	⇒
	特別支援学級生徒等やそ の保護者対象の学習会等	開催	⇒	⇒	⇒
	相談支援チーム連絡会 巡回相談部会	開催	⇒	⇒	⇒
	巡回相談	実施	⇒	⇒	⇒
	特別支援学校の作業療法 士、理学療法士、言語聴 覚士等の専門職の市立学 校への派遣	派遣	⇒	⇒	⇒
	関係機関との連携に関 する会議	隨時開催	⇒	⇒	⇒
	学校警察連携制度	隨時運用	⇒	⇒	⇒
	インターネット等有害情 報対策会議	開催	⇒	⇒	⇒

3-3	多様な教育的ニーズに応じた相談・支援の一層の充実に向けた支援教育ステーションの設置・活用				
概要	スクールソーシャルワーカー等によるアウトリーチ型支援や家庭・学校・関係諸機関との連携強化の拠点として支援教育ステーションを活用します。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	支援教育ステーションの開設に向けた整備	実施			
	スクールソーシャルワーカー等の派遣拠点	計画	設置	⇒	⇒

3-4	学校・フリースクール等連携協議会の運営				
概要	フリースクール等と学校や教育関係諸機関との連携および協働を推進するため、「横須賀市学校・フリースクール等連携協議会」を運営します。フリースクールにおける活動の周知や不登校児童生徒へのより良い支援に向けた連携の在り方について情報交換を行います。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	学校・フリースクール等連携協議会	開催	⇒	⇒	⇒

3-5	不登校に関する相談会等の開催				
概要	学校生活の再開や社会的自立を支援するため、「不登校とともに考える会～ハートフルフォーラム～」や「不登校相談会・進路情報説明会」等を開催し、不登校や登校しぶりのある児童生徒とその保護者を対象に、支援機関の紹介、個別相談、座談会等を行います。				
行動 計画	具体的な取り組み	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
	不登校とともに考える会～ハートフルフォーラム～	開催	⇒	⇒	⇒
	不登校相談会・進路情報説明会	開催	⇒	⇒	⇒
	不登校を考える保護者の集い	開催	⇒	⇒	⇒

4 教育振興基本計画事業との関連

支援教育推進プランの取り組みと教育振興基本計画上の事業との関連を、次に示します。

本プラン上での取り組み			教育振興基本計画 上の関連事業
指針1	1-1	横須賀市支援教育推進プランの推進	事業 43・116
	1-2	スクールカウンセラーの配置	事業 38・50
	1-3	学校スーパーバイザーの配置	事業 41・53
	1-4	学習面・生活面における各種介助員の配置	事業 44
	1-5	校内支援体制充実のための研修の実施	事業 45
	1-6	G I G Aスクール構想による1人1台端末等のICT環境の有効活用	事業 105
	1-7	学校運営の支援	事業 124
指針2	2-1	ふれあい相談員・登校支援相談員の配置	事業 40・52
	2-2	教育相談による支援	事業 42・54
	2-3	通級による指導の充実	事業 43
	2-4	医療的ケアの充実	事業 47
	2-5	病虚弱教室（院内学級）の運営	事業 48
	2-6	相談教室の運営	事業 49
	2-7	支援教育ステーションにおける日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援	事業 46・57
	2-8	日本語指導員・学校生活適応支援員の派遣	事業 58
	2-9	国際教育コーディネーターの配置	事業 59
	2-10	就学の援助	事業 114
	2-11	奨学支援金の支給	事業 115
指針3	3-1	スクールソーシャルワーカーの配置	事業 39・51
	3-2	地域の関係機関等との連携	事業 43
	3-3	多様な教育的ニーズに応じた相談・支援の一層の充実に向けた支援教育ステーションの設置・活用	事業 46・57
	3-4	学校・フリースクール等連携協議会の運営	事業 55
	3-5	不登校に関する相談会等の開催	事業 56

■資料 用語解説

あ行

用語	解説	掲載頁
I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術。	3, 7, 11, 18
委託弁護士	教育委員会が法律相談業務を委託した弁護士のこと。市立学校長等から学校に関わる法律問題やその対応について相談を受け、必要な指導助言を行う。	11
医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理などの医行為。	7, 13, 18
医療的ケア児	心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄など日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療機器やケアを受けることが不可欠である児童。	3, 13
インクルーシブ教育実践推進校	知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げながら、全ての生徒が共に学び相互に理解を深める教育を取り組む神奈川県立高等学校。令和3年度時点では14校。	8
インクルーシブ教育の推進	支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指していくこと。	9
S S E	Social Skills Educationの略。自分と相手を大事にする人間関係と集団づくりのためのルールやスキルの獲得を目的とした心理教育法。	9

か行

用語	解説	掲載頁
介助員	学校で教育活動に支障を来す事態が生じたときに、教育活動の一層の充実を図るために配置する。主に、児童生徒の身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などを校長の指揮監督のもと行う。本市では、会計年度任用職員である「特別支援学級介助員」の他に、指導協力者としての位置付けである「教育支援臨時介助員」および「泊を伴う学校行事の介助員」を配置している。	10, 18

学校スーパーバイザー	臨床心理に関する専門的な知識を持ち、小中学校の相談員・スクールカウンセラー・教育相談心理士等への助言や指導を行う。学校に対して、心理的な視点から、子どもの支援のアドバイスや重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行う。	10, 18
学校生活適応支援員	日本語が全く分からぬ状況にある外国につながりのある児童生徒に対して、対象児童生徒の母語を使って、学校生活への適応支援を行う。	14, 18
G I G Aスクール構想	G I G Aは Global and Innovation Gateway for All の略で、「1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備」と「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現」を目指すという国レベルの構想。	4, 7, 11, 18
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった方々が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。	1, 2
クリエイティブスクール	一人一人が持っている力を必ずしも十分に発揮できなかつた生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高める取り組みを行う高等学校（全日制普通科）。令和3年度時点で5校。	8
交流及び共同学習	特別支援学校や特別支援学級と、幼稚園・小中学校・高等学校等の通常の学級の子どもが、教育活動の一環として、授業や行事などの活動を共にすること。	4, 6, 7
国際教室	日本語指導が必要な外国籍児童生徒が5人以上在籍する学校に設置している。日本語指導担当教員による個別指導や児童生徒の在籍学級での支援等が行われる。	7
国際教育コーディネーター	外国につながりのある児童生徒の編・転入学時に、日本語に係るアセスメントを行う。また、外国につながりのある児童生徒が在籍する学校と日本語指導員を対象に、支援体制や支援プログラム作成のための指導助言を行う。さらに、保護者を対象にした就学相談・教育相談の窓口および電話での対応を行うとともに、外部関係機関へつなぐための通訳を行う。	8, 15, 18

さ行

用語	解説	掲載頁
Sustainable Development Goals (SDGs)	2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として2030年を期限とする包括的な目標が設定されている。SDGsの達成に向けては、政府が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」(2016年12月)において地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが奨励されている。	2
支援教育コーディネーター	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役目を担う教員のこと。	11
支援教育ステーション	家庭・学校・関係諸機関との連携を強化し、多様な教育的ニーズに応じた支援の一層の充実に向け、外国につながりのある児童生徒への日本語初期指導やスクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ型支援などの拠点として、横須賀市立諏訪幼稚園跡地に設置する施設。	4, 7, 8, 14, 15, 17, 18
児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査	神奈川県教育委員会が実施する「児童・生徒の問題行動等調査」のこと。文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」が含まれる。 小中学校、高等学校に在籍する児童生徒の問題行動・不登校等の実態を把握・分析することにより、学校における児童生徒指導上の取り組みのより一層の充実を図り、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的に実施する調査。	9
スクールカウンセラー	臨床心理の知識および経験を備えた専門職のこと。児童生徒・保護者・教職員に対して、カウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行う。	4, 10, 11, 18
スクールソーシャルワーカー	社会福祉に関する専門的な知識を持ち、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職のこと。	4, 8, 16, 17, 18
センター的機能	教育上の高い専門性を生かして地域の小中学校等に対する支援を行う特別支援学校の働き。特別支援学校の担当者が小中学校を巡回し、環境の整備や学習・生活上の配慮、教材・教具の作成と活用等について助言するなど。	7
相談教室	不登校児童生徒が、社会的自立に向けて歩み出せるよう支援するために、在籍のある学校とは別に教育委員会が設置した教育支援センター（適応指導教室）のこと。個々の状態に応じた支援を行い、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていくことを目指す。	4, 7, 11, 12, 14, 18

相談支援チーム連絡会議	障害のある子ども、配慮を必要とする子どもの自立や社会参加のために、切れ目のない相談・支援体制のさらなる整備と、共に学び、共に育つことができる体制づくりを推進することを目的に、教育・福祉・保健・医療・労働等の関係機関の専門家により構成された本市独自の組織。	8, 16
-------------	---	-------

た行

用語	解説	掲載頁
多層的な支援システム	多様な教育的ニーズのある子どもの学びを保障するために、学習面、社会性・行動面において、全ての子どもを対象とした1次的な取り組み、配慮を要する子どもを対象とした2次的な取り組み、集中的に支援を要する子どもを対象とした取り組みにより支援を行う仕組み。	9
通級による指導	通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対する、障害に応じた特別の指導を行う。本市では現在、小学校に「ことばの教室」2教室と、ろう学校の「ことばやきこえの教室」の計3教室を、学校教育法施行規則第140条に基づいて設置し、言語障害や難聴のある児童生徒への指導を行っている。	4, 13, 18
登校支援相談員	いじめや不登校等の課題の未然防止や、早期発見、早期対応を行うために、配置する。 登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等で対応したり、不登校生徒宅に担任と共に家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをする。	4, 10, 12, 18
特総研	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の略。特別支援教育のナショナルセンターとして設置されている。特別支援教育に関する実際的な研究を総合的に行っていている。	9, 13
特別支援学級	学校教育法第81条に基づき、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置された学級のこと。知的障害者・肢体不自由者・身体虚弱者・弱視者・難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者が対象となる。	4, 7, 9, 11, 16

な行

用語	解説	掲載頁
日本語指導員	外国につながりのある児童生徒に、日本語の初步的な読み書きや話し方の指導、生活適応や家庭との連絡支援などを行う。	14, 15, 18

は行

用語	解説	掲載頁
不登校	何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的因素や背景によって、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。	3, 4, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 14, 16, 17, 18
フリースクール	民間の運営による不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している機関	8, 17, 18
ふれあい相談員	いじめや不登校等の課題の未然防止や、早期発見、早期対応を行うために、児童との日常的、情緒的な関わりや相談等を通じて、児童の心を支え、安心して学校生活が過ごせるよう支援する。	4, 10, 12, 18

ま行

用語	解説	掲載頁
学びのユニバーサルデザイン	Universal Design for Learning(UDL)の訳。学習のユニバーサルデザインと訳されることもある。多様な学習者に対して、情報提示、表現方法、学習への取り組み方を複数用意するなどして、学習環境の障壁を減らすこと。全ての子どもにとって分かりやすく参加しやすい授業づくりにつながる。	6
魅力ある学校づくり	アンケートにより、教師の感覚と児童生徒の実態のズレを確認するなど、児童生徒理解を深め、分かる授業づくり・居場所づくり・絆づくりの視点から、日常の教育活動を定期的に見直す取り組み。	6, 9
魅力ある学校づくり調査研究事業	国立教育政策研究所の委託事業の一つ。令和2年度は全国18地域で実施。一人一人を大切にする個への支援を継続しつつ、集団の中で学び、子どもの社会性を育していくという学校教育の特性から、集団づくりにも目を向けて不登校対策を行っていく取り組み。令和元年度から令和2年度は池上中学校区2校、令和3年度から令和4年度は鴨居中学校区3校が研究委託を受けている。	4

■資料 教育課題に対応するさまざまな職員

教育課題に対応するために、学校には専門的な役割をもつさまざまな職員が配置されています。子ども一人一人のニーズに応え、指導を充実させるため、各職員を活用します。

※令和3年度現在の状況

職員の名称	対 象					役 割 な ど	担当課
	幼	小	中	高	特		
ふれあい相談員		○				いじめや不登校等の課題の未然防止や、早期発見、早期対応を行うために、児童との日常的、情緒的な関わりや相談等を通じて、児童の心を支え、安心して学校生活が過ごせるよう支援する。 (8月以外は、月4日または月8日勤務)	支援教育課
登校支援相談員			○			登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等で対応したり、不登校生徒宅に担任と共に家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをする。 (8月以外は、月16日勤務)	
スクールカウンセラー(SC)	○	○	○	○	○	臨床心理の知識および経験を備えた専門職のこと。児童生徒・保護者・教職員に対して、カウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行う。 ※小学校6校・全中学校・高校を勤務拠点として、全学校へ派遣。	
スクールソーシャルワーカー(SSW)	○	○	○	○	○	社会福祉に関する専門的な知識を持ち、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る。 ※小学校6校を拠点として、全学校へ派遣。	
学校スーパーバイザー		○	○		○	臨床心理に関する専門的な知識を持ち、小中学校の相談員・スクールカウンセラー・教育相談心理士等への助言や指導を行う。学校に対して、心理的な視点から、子どもの支援のアドバイスや重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行う。	
学校経営支援員		○	○		○	要請に応じて学校を訪問し、学校運営を支援する。緊急支援の必要な学校への短期集中の支援や巡回相談、支援教育課での就学相談等も行う。	

職員の名称	対象					役割など	担当課
	幼	小	中	高	特		
日本語指導員		○	○	○		初步的な日本語指導が必要な児童生徒を対象に、自立した学習者として在籍学級で学習活動に参加するために必要な、日本語の力を育成するための指導を行う。	支援教育課
学校生活適応支援員		○	○			日本語が全く分からぬ児童生徒を対象に、生活面の適応に向けた支援や、周囲との関係を築き居場所を広げるための支援をする。約1か月間の派遣。その後、日本語指導員に引き継ぐ。	
国際教育コーディネーター		○	○	○		外国につながりのある児童生徒の編・転入学時に、日本語に係るアセスメントを行う。また、外国につながりのある児童生徒が在籍する学校と日本語指導員を対象に、支援体制や支援プログラム作成のための指導助言を行う。さらに、保護者を対象にした就学相談・教育相談の窓口および電話での対応を行うとともに、外部関係機関へつなぐための通訳を行う。	
特別支援学級介助員		○	○			特別支援学級において、教育活動の一層の充実を図る。児童生徒に対して、身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を行う。	
教育支援臨時介助員		○	○		○	日常の学習活動および遠足、社会見学や総合的な学習の時間などの校外活動において、配慮を必要とする児童生徒に対して、身辺処理の介助、危険防止のための安全確保などを行う。指導協力者という位置付け。	教育指導課
泊を伴う学校行事の介助員		○	○			泊を伴う学校行事において、配慮を必要とする児童生徒に対して、身辺処理の介助、さまざまな活動の介助、危険防止のための安全確保などを行う。指導協力者という位置付け。	
学習支援員		○	○			授業中や放課後の時間帯等を利用し、学習内容の定着状況に課題のある児童生徒を対象とした個別の学習指導や少人数での補習等も含めた学習指導を行う。	
小学校低学年授業アドバイザー		○				小学校低学年の経験年数の少ない教員を対象として、国語・算数・生活の教科を中心に、学習の定着に視点を置いた指導力の向上を図るために助言を行う。	
小学校外国語活動アドバイザー		○				外国語活動の指導の充実を図るために、各学校の要請に応じた外国語活動に関する研修（ワークショップ、模擬授業、研究協議のコーディネート等）の講師を行う。（原則として、火・水・金の週3日勤務）	
学校司書		○	○			担当校の図書館環境や図書資料の整備、図書館を活用した授業の支援などをを行う。	

※令和3年度現在の状況



あなたが好き 私が好き 横須賀が好き
と誇れる人づくり

横須賀市支援教育推進プラン

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

策定年月 令和4年（2022年）3月
策 定 横須賀市教育委員会
(担当 教育委員会事務局学校教育部支援教育課)
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
TEL: 046-822-8513 FAX: 046-822-6849
E-mail: su-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp